一　地域再生計画の作成主体の名称　沖縄県
二　地域再生計画の名称　産業振興及び移住定住促進等による社会増拡大計画
三　地域再生計画の区域の範囲　沖縄県の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第千三百七十五号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十五項の規定に基づき、平成二十九年内閣府告示第二千三百九十五号をもって公示した地域再生計画の変更を平成三十年三月三十日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成三十年五月十七日
内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　北海道及び高知県
二　地域再生計画の名称　ＣＬＴ等木材利用普及推進事業
三　地域再生計画の区域の範囲　北海道及び高知県の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第千三百七十六号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十五項の規定に基づき、平成二十九年内閣府告示第四百七十八号をもって公示した地域再生計画の変更を平成三十年三月三十日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成三十年五月十七日
内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　北海道恵庭市及び静岡県藤枝市
二　地域再生計画の名称　広域ネットワークによる商品ブランド化プロジェクト
三　地域再生計画の区域の範囲　北海道恵庭市及び静岡県藤枝市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第千三百七十七号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十五項の規定に基づき、平成二十九年内閣府告示第三千三百四十三号をもって公示した地域再生計画の変更を平成三十年三月三十日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成三十年五月十七日
内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　北海道上川郡下川町及び勇払郡厚真町、釜石市、石巻市、気仙沼市、七尾市、雲南市、岡山県英田郡西粟倉村、徳島県勝浦郡上勝町、熊本県阿蘇郡南小国町並びに日南市
二　地域再生計画の名称　自治体広域連携による「ローカルベンチャー」推進事業計画
三　地域再生計画の区域の範囲　北海道上川郡下川町及び勇払郡厚真町、釜石市、石巻市、気仙沼市、七尾市、雲南市、岡山県英田郡西粟倉村、徳島県勝浦郡上勝町、熊本県阿蘇郡南小国町並びに日南市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第千三百七十八号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十五項の規定に基づき、平成二十九年内閣府告示第三千三百四十四号をもって公示した地域再生計画の変更を平成三十年三月三十日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成三十年五月十七日
内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　北海道河西郡更別村、山形県東置賜郡高畠町、福島県会津若松市、東京都八丈島八丈町、富山県高岡市、長野県下伊那郡高森町、和歌山県西牟婁郡上富田町、鳥取県東伯郡琴浦町、徳島県板野郡上板町、高知県高岡郡越知町及び宮崎県小林市
二　地域再生計画の名称　人材育成（「大人の社会塾」事業）による地域再生計画
三　地域再生計画の区域の範囲　北海道河西郡更別村、山形県東置賜郡高畠町、福島県会津若松市、東京都八丈島八丈町、富山県高岡市、長野県下伊那郡高森町、和歌山県西牟婁郡上富田町、鳥取県東伯郡琴浦町、徳島県板野郡上板町、高知県高岡郡越知町及び宮崎県小林市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第千三百七十九号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十五項の規定に基づき、平成二十九年内閣府告示第二千三百九十六号をもって公示した地域再生計画の変更を平成三十年三月三十日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成三十年五月十七日
内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　岩手県盛岡市、宮城県仙台市、秋田県秋田市、山形県山形市及び福島県福島市
二　地域再生計画の名称　東北６市連携による祭りコンテンツ等を活用した観光連携プロジェクト
三　地域再生計画の区域の範囲　青森県青森市、岩手県盛岡市、宮城県仙台市、秋田県秋田市、山形県山形市及び福島県福島市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第千三百八十号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十五項の規定に基づき、平成二十九年内閣府告示第二千九百四号をもって公示した地域再生計画の変更を平成三十年三月三十日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成三十年五月十七日
内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　宮城県及び山形県
二　地域再生計画の名称　宮城・山形の魅力ある地域資源の輸出拡大による攻めの農林水産業推進計画
三　地域再生計画の区域の範囲　宮城県及び山形県の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第千三百八十一号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十五項の規定に基づき、平成二十九年内閣府告示第二千三百九十七号をもって公示した地域再生計画の変更を平成三十年三月三十日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成三十年五月十七日
内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　宮城県加美郡加美町及び山形県尾花沢市
二　地域再生計画の名称　スポーツツーリズムによる地域交流促進計画
三　地域再生計画の区域の範囲　宮城県加美郡加美町及び山形県尾花沢市の全域